

扶養家族になる収入

今は年末調整の時期ですが、社員の配偶者や同居の親や子供さんなどが「配偶者控除」や「扶養控除」の対象になるかどうかは、対象者の所得金額が38万円以下の場合に限られます。配偶者に一定以上の収入があるのに年末調整で「配偶者控除」を適用し、後で税務署から3年分追徴されたということも事例としてあります。そこで、今回は、控除の対象になるかどうかの所得基準につき、収入の種類に応じて、配偶者や同居の親や子供さんに以下の収入がある場合(他に所得がないものとします)に、世帯主が「配偶者控除」又は「扶養控除」(以下「扶養控除等」といいます)を適用できる基準を説明します。

1. 給与収入の場合

年収103万円以下であれば「扶養控除等」は受けられます。但し、専従者(家族社員)給与等の支給を受けている場合は、1円でも収入があると控除は受けられません。

収入103万円－給与所得控除額65万円＝38万円

世帯主である夫と妻のパート収入の関係につき、以下まとめました。但し、「扶養控除等」に代えて適用できる「配偶者特別控除」は、夫の所得金額が1000万円以下の場合に限られます。

パート収入と税金のまとめ	妻のパート(給与)の年収	妻の所得税	妻の住民税	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除
	100万円以下		かからない		できない
	100万円超103万円未満	かからない		できる	(2004年以降廃止)
	103万円		かかる		
	103万円超141万円未満			できない	できる
	141万円以上	かかる			できない

2. 満期保険金の場合

保険料支払累計額と収入金額との差引利益金額が年126万円(「配偶者特別控除」の適用は202万円)以下の場合、「扶養控除等」は受けられます。

(差引利益金額126万円－特別控除額50万円)÷1/2＝38万円

なお、給与所得がある方でその差引利益金額が90万円以下であり、かつ、他に所得がない場合には申告不要です。

3. 上場株式等を売買した場合

「源泉徴収ありの特定口座」でのみ上場株式の売買をした場合は、所得金額に関係なく申告不要ですので「扶養控除等」は受けられます。但し、次のようなケースでは、申告した方が有利になる場合があります。

- ①複数の証券会社の特定口座のうち、いずれかで損失が出た場合
- ②特定口座で損失がある場合
申告しないと、損失の繰越ができません。
- ③特定口座の利益金額が所得控除以下の場合

4. 年金収入の場合

公的年金控除を差引した金額が38万円以下の場合、つまり同居の親が65歳以上であれば、年金収入が158万円(65歳未満では108万円)以下であれば、「扶養控除等」の適用が可能です。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

